一般電気事業供給約款料金算定規則 事業者設定基準届出書

平成 27 年 12 月 1 日

沖縄電力株式会社

一般電気事業供給約款料金算定規則に基づく 事業者設定基準届出書

沖電お営営発第 56 号 平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号 沖縄電力株式会社

 代表取締役
 大 嶺 滿

 社 長

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により,別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第20条の4第8項	特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準

特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準 [第 20 条の 4 第 8 項関係]

第20条の4第7項の規定による基準は、以下の通り設定する。

料金率は、高圧および低圧需要の特定変動可変費に準拠し、使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。

定額制については、電気の使用形態を勘案し設定する。